特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	宮崎市 精神障がい者保健福祉手帳に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、精神障がい者保健福祉手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	精神障がい者保健福祉手帳に関する事務						
②事務の概要	精神障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、障がい者保健福祉手帳に関する事務を行う。						
③システムの名称	総合福祉保健システム						
2. 特定個人情報ファイル名							
精神障害者保健福祉手帳台帳	管理ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第14項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第14条						
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報照会の根拠] ・別表第二(25の項) ・別表第二主務省令(第18条) ・地方自治法第252条の17の2 ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例第2条						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	宮崎市福祉部障がい福祉課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
_							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号						
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	宮崎市福祉部障がい福祉課(市役所本庁舎1階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 電話番号0985-21-1772						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年4月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和]4年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価	_	直点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	と除く。) [O]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接統	売しない(入手) [O]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・決	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更箇月 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠] (なし) [別表第二における情報照会の根拠] (25の項)	_	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長	課長 岩切 典雄	課長 小松 良二	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合福祉保健システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	総合福祉保健システム	事後	情報連携は実施しないため 「団体内統合宛名システム、中間サーバ」を削除
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	課長 小松 良二	課長 増田 浩一朗	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の14の項	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月31 日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条 (利用の節囲)別表第一第14項	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長 増田 浩一郎	課長	事後	重要な変更事項ではないため
令和1年6月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年4月1日	事後	重要な変更事項ではないため
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更事項ではないため
令和2年10月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更事項ではないため
令和2年10月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更事項ではないため
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更事項ではないため
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更事項ではないため
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ホットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	_	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報照会の根拠]・別表第二主務省令(第18条)・地方自治法第252条の17の2・宮崎県における事務処理の特例に関する条例第2条	事前	
令和4年3月8日	IV リスク対策 6. 情報提供ホットワークシス テムとの接続 目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	_	十分である	事前	
令和4年12月26日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更事項ではないため
令和4年12月26日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更事項ではないため